

(案)

番 号
年 月 日

原子力規制委員会 殿

原子力委員会

東芝臨界実験装置の設置者である東芝エネルギーシステムズ株式会
社の株式会社東芝への合併の認可について（答申）

令和7年10月22日付け原規規発第2510223号をもって意見照会の
あった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
第31条第2項において準用する同法第24条第1項第1号に規定する許可の
基準の適用については、別紙のとおりである。

(別紙)

東芝臨界実験装置の設置者である東芝エネルギーシステムズ株式会社の株式会社東芝への合併に係る認可申請書の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第24条第1項第1号に規定する許可の基準への適合について

本件申請については、

- ・試験研究用等原子炉の使用の目的を変更するものではないこと
- ・使用済燃料については、燃料室に保管するという方針に変更はないこと

の妥当性が確認されていること、加えて我が国では当該試験研究用等原子炉も対象に含めた保障措置活動を通じて、国内の全ての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論を国際原子力機関（IAEA）から得ていること等を総合的に判断した結果、当該試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。